

定期報告対象が追加されます

建築基準法第12条第1項（定期調査）及び第3項（定期検査）に基づく報告制度の実効性の確保のため、同法及びこれに基づく政令が改正されます。また、これに伴い特定行政庁の規則が改正され、定期報告対象が追加されます。

1、定期報告対象建築物に飲食店・遊技場等を追加（平成28年度から）

【新たに追加される用途】

飲食店、遊技場（パチンコ店・カラオケボックス等）、待合、料理店、展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール

【対象規模及び報告の時期】

特殊建築物		建築設備	
規模（Aはその用途に供する部分の床面積の合計とする。）	報告の時期	規模（その用途にかかわる範囲）	報告の時期
①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥500㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回 ※当該用途が1000㎡未満は2年に1回	500㎡を超えるもの または3以上の階数を有するもの	毎年1回 (4月1日から12月25日まで)

2、定期検査対象建築設備に防火設備を追加（平成30年度から）

報告の必要な防火設備	対象建築物(次ページ参照)	報告の時期
右記①または②の建築物に設けられた、 <u>随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)</u>	① 国が定める建築物。 ② ①のほか、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームまたは就寝用途の児童福祉施設等に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物	毎年1回 (4月1日から12月25日まで)

3、定期検査対象建築設備に小荷物専用昇降機を追加（平成30年度から）

報告の必要な小荷物専用昇降機	報告の時期
小荷物専用昇降機で、昇降路の出し入れ口の下端が、当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm未満のもの	毎年1回 (4月1日から3月31日まで)

【お問い合わせ先】

奈良市 建築指導課 TEL 0742-34-4750 (ダイヤル)



国が政令で規定する建築物および特定行政庁が指定する建築物（下表参照）の所有者・管理者は、定期に専門技術をもつ資格者に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告する必要があります。（建築基準法第12条第1項・第3項）

定期報告を要する特殊建築物・建築設備・防火設備

平成28年度版

用途	特殊建築物		建築設備※1		防火設備※2【H30年度から】	
	規模	報告の時期	規模	報告の時期	規模 (当該用途に供する部分が避難階のみの建築物を除く。)	報告の時期
学校・学校に付属する体育館	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧2,000㎡のもの	3年に1回	対象外		対象外	
病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は就業用途の児童福祉施設等※3	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧300㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	2年に1回	対象外		①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧200㎡のもの（避難階のみの建築物も含む。） ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回
児童福祉施設等 (就業用途の児童福祉施設等を除く。)	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧300㎡のもの	毎年1回	500㎡を超えるもの または 3以上の階数を 有するもの※4	毎年1回 *国土交通 大臣が定め る検査の項 目について は3年以内 毎	対象外	
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧200㎡のもの ③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの ④地階でA>100㎡のもの	毎年1回			①3階以上の階でA>100㎡のもの ②客席部分のA≧200㎡のもの ③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの ④地階でA>100㎡のもの	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。)	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧500㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回 *A<1,000㎡ は 2年に1回			①3階以上の階でA>100㎡のもの ②2階部分A≧500㎡のもの ③A≧3000㎡のもの ④地階でA>100㎡のもの	毎年1回
ホテル又は旅館	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧300㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	3年に1回	対象外		①3階以上の階でA>100㎡のもの ②2階部分A≧300㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	
サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・障害者グループホーム	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②2階部分A≧300㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの	3年に1回	500㎡を超えるもの または 3以上の階数を 有するもの※4 (ポーリング場・体育館 ・水泳場を除く。)	毎年1回 *同上	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧200㎡のもの（避難階のみの建築物も含む。） ③地階でA>100㎡のもの	毎年1回
上記以外の下宿、共同住宅又は寄宿舎 (延べ面積が1,000㎡以上のものに限り。)	3階以上の階でA>100㎡のもの				対象外	
博物館・美術館・図書館・ポーリング場・水泳場・体育館（学校に付属するものを除く。)	①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧2000㎡のもの				①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≧2000㎡のもの	
事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。)	3階以上の階でA>100㎡のもの				対象外	
エレベーター（ここが住戸内のみを昇降するものおよび労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く。）・エスカレーター 小荷物専用昇降機（昇降路の出入り口の下端が当該出入り口の下端より50cm未満のもの）【平成30年度から】 建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物（観光用エレベーター・遊技施設）						

※1 建築設備・・・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置

※2 防火設備・・・防火設備のうち随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。)

※3 就業用途の児童福祉施設等・・・助産施設、乳児院、障害児入所施設、更生施設、児童訓練施設、児童施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター等）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス

※4 例えば、地下1階、地上2階建ての建築物の場合、3以上の階数を有するものとなります。

【注意】
・Aは当該用途に供する部分の床面積の合計とす。
・規模欄で①②・・・とあるのは、それぞれどれかに該当すれば対象となる。